

1. 下水道使用料について

下水道使用料に関する基本的考え方につきましては、昭和 60 年 7 月に出された「第 5 次下水道財政研究委員会の提言」において以下のとおり明らかにされています。

また、下水道使用料は、2 年ないし 3 年程度の期間中における適切な時期に改定することが妥当であるとの提言もされています。

(1) 使用料の基本的考え方

下水道使用料は、その実態を考慮しつつ、下水道の費用負担のあり方を踏まえた使用料対象費用を基礎とし、能率的な管理の下における適正な原価の範囲内で定める必要がある。下水道事業の初期段階においては極端に高く、事業の進展に伴い逡減する傾向にあるので、具体的な使用料の算定に際しては、長期的に収支の均衡を図ることが必要である。

(2) 使用料の対象費用

使用料対象費用としては、汚水に係る維持管理費（下水道施設の運転管理等に直接要する費用をいう。）のうち、公費で負担すべき部分を除いた全額を対象。

また、汚水に係る資本費（国庫補助金及び受益者負担金徴収分に係るものを除くことを原則とする。）については、公費で負担すべき費用を除き対象とすることが妥当であるが、使用料が著しく高額となる等の事情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

2. 市川市の下水道使用料金の改定経緯

市川市の下水道使用料金は、「市川市下水道条例（昭和 47 年 3 月 31 日 条例第 18 号）」により定められ、昭和 61 年度の千葉県からの通知により、資本算入率 50%を当面の目標として使用料の改定を行ってきました。

現行の下水道料金は、上記目標を基に平成 15 年 10 月 1 日に改定され、平成 17 年度には、目標であった資本費算入率 50%を超えました。

平成 18 年度及び平成 20 年度に将来の経営予測と使用料の改定に関する検討を実施した結果、資本費算入率が改善傾向にあること等から使用料の改定は見送られることとなりました。

今回は、前回の検討から 3 年が経過したため、前回検討した結果の評価及び将来の投資計画を踏まえた経営予測を実施し、平成 24～26 年度の使用料について改定の検討を行うものであります。

3. 今後の予定

今後は、現状の経営状況を分析した上で、将来の投資計画を踏まえた経営予測の基、平成 24～26 年度の下水道使用料について検討した結果を次回の審議会で報告させていただきます。

下水道使用料金表（1ヶ月当たり）

（消費税込み）

区分		汚 水 排 水 量		料 金
一 般	基本 料金	10m ³ 以下の部分	総汚水排除量 が100m ³ 以下の場合	945 円
			総汚水排除量 が100m ³ を超える場合	1,890 円
汚 水	超 過 料 金	10m ³ を超え 20m ³ 以下の部分	1m ³ につき	150.15 円
		20m ³ を超え 30m ³ 以下の部分	1m ³ につき	171.15 円
		30m ³ を超え 50m ³ 以下の部分	1m ³ につき	197.40 円
		50m ³ を超え 100m ³ 以下の部分	1m ³ につき	238.35 円
		100m ³ を超え 500m ³ 以下の部分	1m ³ につき	287.70 円
		500m ³ を超え 1,000m ³ 以下の部分	1m ³ につき	333.90 円
		1,000m ³ を超え 2,000m ³ 以下の部分	1m ³ につき	381.15 円
		2,000m ³ を超える部分	1m ³ につき	430.50 円
公衆 浴場		1m ³ につき		10.50 円

【使用料金算出例】

◎2ヶ月で使用量が45m³ の場合の算出計算は、まず1ヶ月分の使用量を算出します。
 （使用量÷2ヶ月で1ヶ月分の使用量を算出し、端数がある場合は前の月に繰り入れる。）
 45m³ ÷ 2ヶ月 = 22.5m³ となり、1ヶ月分の使用量は前の月が23m³ で次の月は22m³ となります。
 そこで、23m³ と22m³ の使用料金をそれぞれ算出し、その合計額が45m³ の使用料金となります。

○23m ³ の使用料金は	
10m ³ まで(基本料金)	945.00円
11m ³ ~20m ³ まで1m ³ 当たり	150.15円 × 10m ³ = 1,501.50円
21m ³ ~30m ³ まで1m ³ 当たり	171.15円 × 3m ³ = 513.45円
合 計	2,959.95円
23m ³ の算定額	2,959円 ←小数点以下を切り捨てた額
○22m ³ の使用料金は	
10m ³ まで(基本料金)	945.00円
11m ³ ~20m ³ まで1m ³ 当たり	150.15円 × 10m ³ = 1,501.50円
21m ³ ~30m ³ まで1m ³ 当たり	171.15円 × 2m ³ = 342.30円
合 計	2,788.80円
22m ³ の算定額	2,788円 ←小数点以下を切り捨てた額
2,959円(23m ³ の使用料金) + 2,788円(22m ³ の使用料金) = 5,747円 (2ヶ月分45m ³ の使用料金)	

※初回の請求分や転居の場合、市川市下水道条例15条の4により、月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、**使用日数が15日以上の場合は1月とし、15日未満の場合は半月**として料金表を適用することになります。

下水道使用料金早見表(2ヶ月)

汚水排除量 (m ³)	料 金 (円)								
20以下	1,890	62	8,710	104	17,164	146	27,176	188	37,186
21	2,040	63	8,907	105	17,403	147	27,414	189	37,424
22	2,190	64	9,104	106	17,642	148	27,652	190	37,662
23	2,340	65	9,302	107	17,880	149	27,890	191	37,901
24	2,490	66	9,500	108	18,118	150	28,128	192	38,140
25	2,640	67	9,697	109	18,356	151	28,367	193	38,378
26	2,790	68	9,894	110	18,594	152	28,606	194	38,616
27	2,940	69	10,092	111	18,833	153	28,844	195	38,854
28	3,090	70	10,290	112	19,072	154	29,082	196	39,092
29	3,240	71	10,487	113	19,310	155	29,320	197	39,331
30	3,390	72	10,684	114	19,548	156	29,558	198	39,570
31	3,540	73	10,881	115	19,786	157	29,797	199	39,808
32	3,690	74	11,078	116	20,024	158	30,036	200	40,046
33	3,841	75	11,276	117	20,263	159	30,274	250	56,322
34	3,992	76	11,474	118	20,502	160	30,512	300	70,706
35	4,142	77	11,671	119	20,740	161	30,750	350	85,092
36	4,292	78	11,868	120	20,978	162	30,988	400	99,476
37	4,442	79	12,066	121	21,216	163	31,227	450	113,862
38	4,592	80	12,264	122	21,454	164	31,466	500	128,246
39	4,742	81	12,461	123	21,693	165	31,704	600	157,016
40	4,892	82	12,658	124	21,932	166	31,942	700	185,786
41	5,063	83	12,855	125	22,170	167	32,180	800	214,556
42	5,234	84	13,052	126	22,408	168	32,418	900	243,326
43	5,405	85	13,250	127	22,646	169	32,657	1,000	272,096
44	5,576	86	13,448	128	22,884	170	32,896	1,100	305,486
45	5,747	87	13,645	129	23,123	171	33,134	1,200	338,876
46	5,918	88	13,842	130	23,362	172	33,372	1,300	372,266
47	6,090	89	14,040	131	23,600	173	33,610	1,400	405,656
48	6,262	90	14,238	132	23,838	174	33,848	1,500	439,046
49	6,433	91	14,435	133	24,076	175	34,087	2,000	605,996
50	6,604	92	14,632	134	24,314	176	34,326	2,500	796,572
51	6,775	93	14,829	135	24,553	177	34,564	3,000	987,146
52	6,946	94	15,026	136	24,792	178	34,802	3,500	1,177,722
53	7,117	95	15,224	137	25,030	179	35,041	4,000	1,368,296
54	7,288	96	15,422	138	25,268	180	35,280	4,500	1,558,876
55	7,459	97	15,619	139	25,507	181	35,518	5,000	1,749,456
56	7,630	98	15,816	140	25,746	182	35,756	6,000	2,229,296
57	7,801	99	16,014	141	25,984	183	35,994	7,000	2,659,796
58	7,972	100	16,212	142	26,222	184	36,232	8,000	3,090,296
59	8,144	101	16,450	143	26,460	185	36,471	9,000	3,520,796
60	8,316	102	16,688	144	26,698	186	36,710	10,000	3,951,296
61	8,513	103	16,926	145	26,937	187	36,948	20,000	8,256,296

上記金額は、消費税(5%)込みの金額です。
 ※井戸水の算定: 家族1人につき1か月5m³で計算。